

岩倉市まちづくり文化振興事業助成金実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、まちづくり文化振興事業助成金実施要綱の実施に関し、必要な事項を定める。

(助成事業の申請期日)

第2条 助成を希望するものは、助成事業実施年度の前年度3月31日までに、岩倉市まちづくり文化振興事業助成金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を提出しなければならない。ただし、助成事業実施年度の予算の範囲内において助成が可能な場合は、申請期日後でも交付申請書を提出することができる。

(添付が必要な書類)

第3条 前条の交付申請書に添付が必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 公募を行う事業は、その募集要綱又は募集チラシ
- (2) 団体にあつては、会員名簿及び規約の写し

(対象経費)

第4条 助成対象経費は、別表のとおりとする。

(対象外経費)

第5条 次の経費は対象外とする。

- (1) 食糧費
- (2) 交際費
- (3) 備品費
- (4) 公募のための賞金、賞品代
- (5) 会場整理員、事務員等賃金

(その他)

第6条 助成対象事業については、印刷物等に岩倉市まちづくり文化振興事業対象事業であることを明記しなければならない。

別表（第4条関係）

事業名	項目	内 容
活動発表事業	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、照明費等設営費等
	文芸費	演出料、台本費、訳詞料、振付料、著作権使用料等
	出演料	指揮料、作曲料、俳優出演料、指導料等
	音楽費	作詞料、作曲料、編曲料、管弦楽団出演料等
	会場費	会場使用料（付帯設備費及び冷暖房費含む。）、備品リース料等
	宣伝費	看板制作費等
	印刷費	プログラム、ポスター、チラシ、入場券、台本印刷費等
	運搬費	作品運搬費、楽器運搬費等
	渡航費	旅費、宿泊料等
	事務費	消耗品費、通信費、振込手数料、入場券発売手数料等
文化情報事業	印刷費	パンフレット、冊子、ポスター、チラシ印刷費等
	事務費	消耗品費、通信費、振込手数料等
人材育成・交流事業	出演料	講師料等
	会場費	会場使用料（付帯設備費及び冷暖房費含む。）、備品リース料等
	宣伝費	看板制作費等
	印刷費	ポスター、チラシ、資料印刷費等
	事務費	消耗品費、通信費、振込手数料等